

よくあるケースで
イチからわかる!

開業医のための 歯科訪問診療 算定ガイド

2022年
改定対応版

依頼があっても困らない 保険の知識と請求例

[編] 湯島保険診療研究会訪問部会

[編集委員] 大泉 誠 / 小澤健一 / 戸原 玄 /
増田一郎 / 森末裕行 / 渡辺 泉



おすすめの
入門書!

「古くからの患者さんをずっと診たい」「できる範囲で取り組みたい」
そんな歯科医師に役立つ必携の一冊

CONTENTS

巻頭企画

令和4年度診療報酬改定 一般開業歯科医が知っておきたい歯科訪問診療関連変更のポイント
歯科訪問診療を行う主に一般開業の歯科医師に関係する「診療報酬改定のトピックス」を事例とともに解説。

[第1章] 歯科訪問診療の敷居を下げる
そこが知りたいQ&A ~押さえておきたい基礎知識と準備事項~

歯科訪問診療に対する疑問や不安を10の設問として取り上げ、取り
組むにあたっての基本的な事項をわかりやすく回答。

[第2章] 来院困難となった患者の自宅に訪問して
引き続き診療をしたい

「義歯が合わない・壊れた」「歯が抜けそう」「歯ぐきが腫れて痛い」
「被せ物が取れた」など、訪問診療で遭遇しがちなケースを取り上
げ、状況の違いに応じた各種算定例を紹介。

[第3章] 施設や病院に入所・入院することになった
患者の訪問診療を行いたい

患者が入所・入院している特別養護老人ホーム等の施設や病院
を訪問するケースを取り上げ、算定例を提示。

[第4章] 専門的な対応が必要な患者に
訪問診療を行うことになったら

摂食嚥下リハビリテーションやがん手術患者の口腔管理等で、歯
科医院と病院等との連携により対応するケースの算定例を掲載。



義歯の調整や痛みへの対応等よくありそうな、歯科医師 1 人でも対応できる ような事例を中心に紹介 “歯科訪問診療の算定がひとめでわかる！”

カルテをベースとした見やすい誌面でやさしく解説 本書の見方と特徴

タイトルは「よくある患者の訴え」や「医療者側からみた患者の状況や対応」などでわかりやすく構成。
()内は補足として訪問時の状況、治療内容や該当する算定項目、介護保険利用の有無などを記載

患者の年齢・性別、全身や口腔内の状況、服薬状況、要介護度、
治療に至るまでの背景などを「患者プロフィール」として紹介

カルテ内の ⑤ ⑥ の番号に対応する解説欄

事例
17-3

病院に入院した場合の歯科訪問診療料 (介護保険施設に訪問→病院入院後も訪問希望)

◎患者プロフィール

年齢・性別：90歳・男性 主訴：入院先で歯ぐきが腫れたので診てほしい。
背景：入所先の特別介護老人ホームで上顎総義歯セット後、数日してから転倒して右大腿部を骨折し、入院。
入院先で右下歯肉が腫れたので、診てほしいとのこと、入院先に訪問。
口腔内状況：7+7 MT 全身的既往：認知症、糖尿病 服薬状況：アムリール錠ほか
要介護度：要介護3
治療等：右大腿部骨折のため、基本的にはベッド上での診療となる。
特記事項等：入院後は洗面所まで自力で行くことができない。ベッド上で過ごすことが多いので、寝たままでの口腔ケアについて注意が必要。

7+7 MT ⑤ P急発

月日	部位	療法・処置	点数	負担金徴収額
5/2	7+7	歯科訪問診療 1 10:00~11:00 港島の郷(特養) 1 人のみ 訪問理由：認知症により通院困難 FD set 2,424 人工歯 硬質レジン歯 58+73 歯費(指導内容・提供文書等) 230 歯在費+文 ⑤ ⑥ (37頁参照も参照) 加齢による唾嚥が低下で口腔内が乾燥、内面を水で濡らしてから義歯を装着するよう指導。管理計画書提供(紙)	1,100	
5/6	⑤	歯科訪問診療 ⑤ 10:00~10:15 (20分未満) タイト病院(歯科なし) 訪問理由：入院中のため通院不可 主訴：右下の歯ぐきが腫れて痛い 家族から下歯路あり S4に転倒し、右大腿部を骨折。同日にタイト病院に入院。S4は右の下の歯ぐきが腫れて痛いのので診てほしいとの依頼あり 引近心臓が深く、臨床所見よりP急発と診断 P急発(β) クリン歯科用軟膏 1 シリンジ(0.5g)注入	850	
5/9	⑤	訪問指 1 (1人のみ) 10:30~10:53(4頁参照も参照) 歯科衛生士・単独訪問 ⑤ ⑥ ⑤の腫れが引いてきた 歯垢が付着する部分を確認してもらい、清掃法を本人と家族に説明し指導するよう指示。(提供文書等)	14+61 360	
R 4年 5月 実日数 3日 計5,410点				

別頁に解説を掲載しているものは参照頁を表記

カルテ内の ⑤ ⑥ は、カルテ下や右頁の ⑤ ⑥ 番号に対応した箇所、その算定項目の解説や関連事項を詳述

事例への対応や算定項目等はカルテの書式に即した形で「月日」「部位」「療法・処置」「点数」欄に掲載

第3章 施設や病院に入院・入院することになった患者の訪問診療を行いたい
1 特養の入所者が病院入院後に歯科医師が行った療養上の管理・指導は「歯在費」を算定する

特別介護老人ホーム(特養)の入所者が病院に入院し、その患者に対して歯科医師が療養上の管理・指導を行った場合は医療保険の「歯科疾患在宅療養管理料(歯在費)」を算定する。特養で歯科訪問診療を行った際に「歯在費」を算定し、その同月に入院して療養上の管理を行っても、「歯在費」は月1回限りなので再算定はできない。

2 歯科衛生士による単独訪問でも「訪問指」が算定できる

歯科衛生士が入院先に単独で訪問し、療養上必要な指導を行った場合も「訪問歯科衛生指導料(訪問指)」は所定点数を算定できる(本事例では1人のみで300点)(80頁参照)。
なお、「訪問指」を算定した医療機関は、毎年7月1日現在の、医療機関名、開設者名、常勤・非常勤ごとの歯科衛生士数を地方厚生(支)局長に報告する必要がある。管轄の地方厚生(支)局から報告書が送られてくるので、必要事項を記入して郵送で提出する。

確定申告書及び歯科衛生士指導料等の算定状況報告書(歯科)

※ 算定項目ごとの算定状況は、別紙の算定状況報告書に記載してください。

※ 算定項目ごとの算定状況は、別紙の算定状況報告書に記載してください。

【⑤ 算定項目の算定状況】

算定項目	算定状況	算定項目	算定状況
歯在費	730	訪問指	360
歯在費	730	訪問指	360
歯在費	730	訪問指	360
歯在費	730	訪問指	360

【⑥ 歯科衛生士指導料又は訪問歯科衛生指導料の算定状況】

算定項目	算定状況	算定項目	算定状況
訪問指	360	訪問指	360
訪問指	360	訪問指	360
訪問指	360	訪問指	360
訪問指	360	訪問指	360

算定や届出時に必要な各種文書等の書式と記載例を提示

知っておこう 特別介護老人ホームの入所条件

平成27年4月の介護保険法改正により、要介護3以上の人の入所が優先されることになった。認知症の有無や家族環境により別途配慮されるケースもあるが、基本的には要介護2以下の人の入所は難しい。

「知っておこう」「アドバイス」の各コラムは、
歯科訪問診療を行ううえで必要な知識や臨床
に役立つ情報などを提供

きりとり線

注文書

よくあるケースでイチからわかる! 開業医のための歯科訪問診療算定ガイド 2022年改定対応版
依頼があっても困らない 保険の知識と請求例
モリタ商品コード:208040860 冊注文します。

●お名前	●貴院名	●ご指定歯科商店
●ご住所 (〒)		
●TEL	●FAX	支店・営業所

※ご記入いただいた個人情報は、弊社の新刊案内、講演会等の案内に利用させていただきます。
※ご指定歯科商店がない場合は送料をいただき、代金引換宅配便でお送り致します。